

## 日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場用地選定検討委員会設置要綱

## (設置)

第1条 日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）を構成する市町村で計画する次期広域最終処分場の建設候補地（以下、「候補地」という。）を検討するにあたり、広く専門家や住民の意見を聴くため、日向東臼杵広域連合次期広域最終処分場用地選定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (検討事項)

第2条 委員会は、候補地の選定について、必要な事項を検討する。

## (組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから日向東臼杵広域連合長（以下「連合長」という。）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係市町村より推薦された者
- (4) その他連合長が必要と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は委嘱日から令和5年3月31日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開するものとする。

2 委員長は、会議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 日向東臼杵広域連合情報公開条例第7条に規定する不開示情報に関する事項
- (2) その他会議を開示することにより、公正・円滑な会議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

3 会長は、会議の開催時又は会議の進ちょく途中において、前項各号に掲げる事項に該当するおそれが生じたとき又は委員からその旨の指摘があったときは、委員会に諮り、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。この場合の審議は、必要に応じ委員長の判断により非公開で行うことができる。

4 委員長は、前項の規定により非公開とする場合には、傍聴者に対し理由を説明するものとする。

(会議録)

第8条 委員長は、次に掲げる事項を記載した委員会の会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 委員会の会議の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

2 委員会の会議録は、適宜公開するものとする。ただし、前条の会議の一部又は全部が公開されなかったときは、この限りではない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。ただし、広域連合が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第10条 委員会の庶務は、広域連合事務局において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し必要な事項は、委員長が委員に諮って別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。